あっせんの申立て事案の概要とその結果(平成 24 年度第 2 四半期) 投資信託関係

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	23 年度(あ)第 309 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・B銀行担当者は、私の自宅に頻繁に訪れ、執拗な勧誘を行ってきたため、断り
	きれずに本件商品を購入した。
申立人(Aさん)	・B銀行担当者から、本件商品の元本割れリスクについて説明を受けていない。
の申出内容	・本件商品購入時に、B銀行担当者から家族の同席を求められたことはない。
	・本件商品購入当時、私が保有していたとB銀行が主張する金融資産額は、全く
	事実と異なるものである。また、B銀行担当者に、B銀行以外の金融資産状況を
	示す資料を渡したことはない。
	・当行担当者は、Aさんの当行にある預金額からみて、リスク資産比率に問題が
	ないと判断した上で、本件商品を販売した。
	・本件商品販売後、当行担当者がAさんから相続税概算額の計算依頼を受けた
	ため、Aさんに当行以外の金融機関での金融資産の保有状況を示す資料を求
	め、Aさんから提出された。この資料によるとAさんが本件商品の購入以前から複
相手方銀行	数の金融機関から様々なリスク商品を購入していること、他の金融機関からの購
(B銀行)の見解	入分を含めてもリスク資産比率が過大となった事実はないことがわかる。
	・当行担当者は、本件商品について、所定の資料を用いて、元本割れリスク等を
	説明している。
	・当行担当者は、本件商品販売時、Aさんに家族の同席を求めたが、拒否された
	ため、それ以上の要請はしなかった。
	・Aさんの要求に応じることはできない。
	【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 12
あっせん	月 21 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
手続の結果	・事情聴取実施後に、Aさんから、本件については銀行との話し合いにより解決を
	図りたいとして、申立取下書が提出されたことから、平成24年8月23日付けであ
	っせん手続を終了した。

⁽注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現 に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	23 年度(あ)第 310 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
申立人(Aさん) の 申 出 内 容	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、定期預金の満期手続のため自宅を訪れたB銀行担当者から執拗な勧誘を受け、断りきれずに本件商品を購入した。 ・B銀行担当者から、本件商品の元本割れリスク及び手数料について説明を受けていない。 ・私は、本件商品について理解できないまま、B銀行担当者により同商品の分配金を再投資させられた。
相 手 方 銀 行 (B銀行)の見解	・当行担当者は、Aさんから投資信託の説明を依頼されたことから、何度かAさん 宅を訪れて複数の投資信託について説明を行い、Aさんが興味を示した本件商品を販売した。 ・当行担当者は、本件商品について時間をかけて所定の資料を用いて元本割れ リスク等を説明しており、Aさんからも本件商品の商品性を理解した旨の発言を受けている。 ・Aさんは自ら希望して本件商品の分配金を再投資しており、当行担当者は再投資の提案を行っていない。 ・Aさんの要求に応じることはできない。
あっせん手続の結果	【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】 ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理した。 ・その後、事情聴取実施前に、Aさんから、本件については銀行との話し合いにより解決を図りたいとして、申立取下書が提出されたことから、平成 24 年8月 23 日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23 年度(あ)第 311 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・私は、事前の約束なく自宅を訪れたB銀行担当者から執拗な勧誘を受け、断り
中キし(^キ/)	きれずに本件商品を購入した。
申立人(Aさん) の申出内容	・B銀行担当者から、本件商品の元本割れリスク及び手数料について説明を受け
	ていない。
	・他の金融機関での購入分を含めると、私が保有していた定期預金のほぼ全額
	がリスク商品の購入に充てさせられた。
相手方銀行 (B銀行)の見解	・当行担当者がAさん宅を訪問し、満期を迎える定期預金の運用について本件
	商品を案内したところ、Aさんが興味を持たれたことから販売した。
	・当行担当者は、Aさんに本件商品の販売用資料を交付した上で説明を行って

	おり、また、Aさんは他の金融機関において投資信託の購入経験があったことか
	ら、本件商品の商品性を十分に理解していたはずである。
	・また、本件商品の販売に当たり、Aさんの保有金融資産額及び投資意向につい
	て当行担当者は十分に確認を行っており、リスク資産比率を含め、本件商品の販
	売に関して何ら問題はなかった。
	・Aさんの要求に応じることはできない。
	【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】
あっせん手続の結果	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理した。
	・その後、事情聴取実施前に、Aさんから、本件については銀行との話し合いに
	より解決を図りたいとして、申立取下書が提出されたことから、平成 24 年8月 23
	日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23 年度(あ)第 312 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託及び変額個人年金保険の元本割れ相当
甲単しの概要	額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託及び変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失
	の補てんを求める。
	・B銀行担当者が私の自宅に頻繁に訪れ、執拗な勧誘を行ったため、断りきれず
申立人(Aさん)	に本件商品を購入した。
の申出内容	・B銀行担当者から、本件商品の元本割れリスクについて説明を受けていない。
	・本件商品の購入時に、B銀行担当者から家族の同席を求められたことはない。
	・本件商品購入当時、私が保有していたとB銀行が主張する金融資産額は、全く
	事実と異なるものである。
	・当行担当者は、Aさんから、当行以外に十分な余裕資金が存在することを聴取
	し、Aさんのリスク資産比率に問題がないと判断した上で、本件商品を販売した。
相手方銀行	・当行担当者は、本件商品について、所定の資料を用いて、元本割れリスク等を
(B銀行)の見解	説明している。
(ロ鉱1)/07元件	・当行担当者は、本件商品販売時、Aさんに家族の同席を求めたが、拒否された
	ため、それ以上の要請はしなかった。
	・Aさんの要求に応じることはできない。
	【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 12
あっせん	月 21 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
手続の結果	・事情聴取実施後に、Aさんから、本件については銀行との話し合いにより解決を
	図りたいとして、申立取下書が提出されたことから、平成 24 年8月 23 日付けであ
	っせん手続を終了した。

事案番号	23 年度(あ)第 392 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(80 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の補てんを求める。
	・私は、介護施設入居のために保有していた定期預金を解約して、B銀行からの
申立人(Aさん)	勧誘により本件商品を購入した。
の申出内容	・販売用資料を提示された記憶は定かではないが、申込書等は読み上げながら
の中田内谷	確認して、自ら署名した。
	・本件商品について一定の理解はしていたものの、これほどリスクが高い商品で
	あるとの説明は受けていない。
	・Aさんから定期預金の解約及び小切手作成の依頼を受け、当行担当者が訪問
	した。その際、Aさんの投資意向を確認して、本件商品を販売した。
	・当行担当者は、販売時に別の商品も提案したが、Aさんの意向により本件商品
相手方銀行	を選択された。
(B銀行)の見解	・Aさんは、当行で投資信託を複数回購入している。また、本件商品の購入金額
(ロッパ))の元月年	は、それ以前の投資信託取引に比べて多額のものではあったが、Aさんの意向
	によるものであり、当行担当者が強く確認することはなかった。
	・日々の運用状況については電話連絡及び郵便で書面を送っており、Aさんは
	損益の状況についてよく理解していたと認識している。
	【申立受理→あっせん打切り】
あっせん手続の結果	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月
	17 日及び同年7月 20 日の両日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
	あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23 年度(あ)第 601 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・B銀行担当者から、良い商品があるとして本件商品を提案され、その日のうちに
申立人(Aさん) の 申 出 内 容	購入した。
	・私は、それまでリスク商品の経験がなく、預金金利にも不満はなかった。
	・本件商品の原資は、住宅資金に充てようと考えていたものであった。
	・B銀行担当者から本件商品の説明を受け、理解することができなかったものの、
	長年取引してきたB銀行の提案であれば大丈夫であろうと考えた。
相手方銀行	・当行担当者は、Aさんにリスク商品の購入経験がないことは把握していたが、預
	金金利が低く何かしなければいけないとの考えをAさんから聴取したため、本件
(B銀行)の見解	商品を提案した。

	・当行担当者は、本件商品の原資が使途の決まっていない資金であることを確認
	した上で、Aさんが選択した投資目的から、本件商品のリスクは許容範囲内と判
	断した。
	・当行担当者は、Aさんに対して、所定の販売用資料を用いて、本件商品の元本
	割れリスクについて説明を行っている。
	・Aさんは高齢者であるため、本件商品の販売時には、当行担当者が複数名で
	対応した。ただし、Aさんに対して、家族の同席を求めたかどうかは、記録に残っ
	ていない。
	【申立受理→和解契約書の締結】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月
	22 日及び同年3月 21 日の両日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、B銀行に対して、リスク商品の購入経験がない高齢者である
t - 4 /	Aさんに対し、元本割れリスクを許容できるか、本件商品の元本割れリスクをどの
あっせん手続の結果	程度理解したか、といった点について十分に確認したとはいえないことを指摘し
	た。
	・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあ
	っせん案を提示した。
	・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
	・平成24年7月2日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 632 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(80 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・B銀行担当者が自宅を訪れ、本件商品の勧誘を受け、本件商品を購入するに
	至った。
申立人(Aさん)	・私は、B銀行担当者から販売用資料等で本件商品の詳細な説明を受けておら
の申出内容	ず、預金と同様の商品と思っていた。
	・私にはリスク商品を購入した経験はなく、金融商品の知識もない。
	・B銀行担当者は、昼間は家族が不在であることを知った上で来訪しており、家
	族の同席がない状態で購入手続を行った。
	・当行担当者はAさんに対して、販売用資料及び目論見書を用いて本件商品の
	説明を行っており、Aさんは本件商品を十分に理解した上で、申込書等に署名・
相手方銀行	押印を行っている。
(B銀行)の見解	・Aさんにリスク商品を購入した経験はなかったが、当行担当者の説明を理解す
(D弧1]/07元件	る旨の発言を受けており、また、本件商品を預金と混同している様子はなかった。
	・当行担当者が適合性を確認した後、上席者が改めて適合性について確認を行
	っていることから、適合性原則の観点からも問題はないと判断している。

【適格性審査前に申立取下げ】

あっせん 手続の結果

・あっせん委員会は、Aさんの申立書を受領した後、Aさんから本件については、他に選びうる解決方法・手段を検討したいため、申立てを取り下げる旨の申立取下書の提出を受けたことから、平成24年7月27日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23 年度(あ)第 703 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・B銀行からは、元本割れしない商品であるとして本件商品を提案された。元本割
申立人(Aさん)	れをせず、分配金も入るのでなおよい商品であると思っていた。
の申出内容	・本件商品購入以前に、分配金の受領を目的として投資信託を購入したことはあ
	った。
	・本件商品の元本割れリスクについては十分な説明を受けていない。
	・Aさんが預金金利に不満を示し、リスクはあっても分配金を受け取りたいとの意
	向を示したことから、本件商品を提案した。
相手方銀行	・Aさんには株式投資経験があったほか、本件商品の販売以前に当行で複数の
(B銀行)の見解	投資信託を購入した経験があった。
	・当行担当者は、所定の販売用資料を用いて本件商品の商品性及びリスクを説
	明した。
	【申立受理→和解契約書の締結】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月
	17日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、B銀行に対して、Aさんの金融資産等の確認、本件商品に
あっせん	ついての理解度の確認が十分とはいえないこと、及び本件商品の説明後、Aさん
手続の結果	が本件商品のリスクを具体的に実感するための十分な検討時間があったかどうか
子枕の柏糸	疑問があることを指摘した。
	・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん
	案を提示した。
	・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
	・平成24年8月3日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 704 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(80 歳台)
申立人(Aさん)	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。

の申出内容	・定期預金の手続のためB銀行を往訪したところ、B銀行担当者に本件商品と定
	期預金をセットで提案され、購入に至った。本件商品の購入目的は、セットで購
	入することにより、定期預金の上乗せ金利を享受するためであった。
	・B銀行担当者から販売用資料等で説明を受けた記憶はなく、元本が保証された
	金融商品と考えていた。
	・本件商品の説明時に私の家族は同席しておらず、B銀行の他の担当者が説明
	に同席することもなかった。高齢者に対し、B銀行担当者が単独で、家族の同席
	も求めず販売を行ったことが問題であったと考えている。
	・本件商品の提案は、Aさんから提案してほしいと依頼を受けたことがきっかけで
	ある。
七子 4 4 4	・当行が把握していたAさんの金融資産及びリスクに対する考えは、Aさん自身が
相手方銀行	記入した顧客カードの情報を基にしたものである。
(B銀行)の見解	・本件商品販売時、当行担当者が複数名で説明を行い、Aさんからリスクを受容
	する考えである旨の発言を受けた記録が残っている。しかしながら、具体的な説
	明内容及び説明時間の記録は残っていない。
	【申立受理→和解契約書の締結】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3日
	23 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
t - 4 /	・あっせん委員会は、B銀行に対し、Aさんが本件商品を十分に理解するまでの
あっせん手続の結果	説明を尽くしたか疑問が残ることを指摘した。
	・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん
	案を提示した。
	・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
	・平成 24 年8月 14 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 722 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託及び変額個人年金保険の元本割れ相当
	額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(80 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託及び変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失
	の補てんを求める。
	・B銀行担当者から本件商品の勧誘を受け、勧められるままに購入に至った。
中立し(^ナ/)	・B銀行担当者から本件商品の説明を受けたかどうかは明確な記憶がないが、た
申立人(Aさん) の 申 出 内 容	とえ受けていたとしても、高齢で判断力が低下していたため、理解できなかったは
	ずである。
	・息子の定期預金等を中途解約して、本件商品の原資の一部に充てたが、私の
	意思で中途解約したわけではなく、B銀行担当者に言われるままに手続を行っ
	た。

	・本件商品購入以前に、悪質な訪問販売の被害にあっている。
	・当行担当者は、本件商品販売の都度、Aさんから購入原資が余裕資金であるこ
	と及びリスク資産比率に問題がないことを確認している。
	・当行担当者は、本件商品の元本割れリスクを含めた商品説明を1時間以上かけ
	て行っており、所定の資料も交付していることから、説明義務の点で問題はなか
相手方銀行	った。
(B銀行)の見解	・本件商品の購入原資の一部にAさんの息子の定期預金等が充てられているこ
	とは確かであるが、すべてAさんの指示にもとづいて手続を進めており、問題はな
	かった。
	・Aさんが以前に訪問販売で被害にあった事実は、本件商品販売当時は把握し
	ていなかった。
	【申立受理→和解契約書の締結】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月
	29 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、B銀行に対し、Aさんが高齢者であり、過去に詐欺被害にあ
	っていること等を勘案すると、相当程度判断能力に疑義があることから、B銀行は
あっせん	より慎重に手続を行うべきであったこと、及びAさんが本件商品の具体的なリスク
手続の結果	を十分理解できるまでの説明がなされていなかった可能性があることを指摘し
	た。
	・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあ
	っせん案を提示した。
	・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
	・平成 24 年8月 27 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 797 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・私は、知人にB銀行の商品を勧められたことから、本件商品の購入に至った。B
	銀行は、本件商品購入以前に複数回説明を行ったと主張するが、そのような事
申立人(Aさん)	実はない。
の申出内容	・私は、リスク商品について関心も知識もなく、本件商品は預金と同種の商品と考
	えていた。
	・私は、B銀行担当者から、「手数料は必要であるが、半年で取り戻せる。あとは
	利子がつく。」と説明されただけで、当該手数料をリスクと理解していた。
相手方銀行	・当行担当者は、本件商品を販売するまでの間に、Aさん宅を複数回訪問して投
(B銀行)の見解	資信託の一般的な説明を行ったと記憶している。 当行担当者は、Aさんとのやり
(口蚁1)/少元件	とりにより、本件商品がAさんのニーズに適合していると考え、販売に至った。

	・当行担当者は、手数料を説明する際、「手数料を半年で取り戻すことができ
	る」、「毎月利子がつく」といった説明は行っていない。
	・Aさんは高齢者に該当したため、役席者が承認した上で販売を行っている。た
	だし、役席者が販売を承認する上で必要とされているAさんの投資に対する関心
	度及び知識の確認を行った記録は残っていない。
	【申立受理→和解契約書の締結】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24年5月
	25 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、B銀行に対して、適合性の判断の前提となるAさんの知識
+ 11 /	及び投資目的等の確認が十分ではなかった可能性があること、及びAさんが本
あっせん	件商品のリスクを十分に理解するまでの説明を尽くしたことが、提出された証拠書
手続の結果	類及び事情聴取によって確認できず、疑問が残ることを指摘した。
	・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあ
	っせん案を提示した。
	・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
	・平成 24 年7月 31 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 828 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(50 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・B銀行に預け入れていた定期預金の満期金で住宅ローンの返済を相談するた
	め窓口を訪れたところ、B銀行担当者から分配金を住宅ローンの月々の返済に
	充てることができると本件商品の勧誘を受け、購入に至った。
申立人(Aさん)	・本件商品購入時、B銀行担当者に年収及び金融資産を伝えておらず、B銀行
の申出内容	が把握している年収及び金融資産は実態と大きく相違している。
	・本件商品購入以前に、他行で投資信託及び個人年金保険等を購入した経験
	があるが、理解した上で購入したものではない。
	・B銀行担当者から目論見書で説明を受けたと思うが、内容を理解することができ
	なかった。
	・当行担当者は、Aさんから定期預金金利に不満がある旨を伝えられたため、投
	資信託及び変額個人年金保険の案内を行ったところ、Aさんが利回りの良い本
	件商品の購入を希望したため、販売に至った。
相手方銀行	・Aさんの年収及び金融資産等を確認する書面は、Aさんの申告により作成され
(B銀行)の見解	ている。また、その後の販売において、当行担当者はAさんに年収及び金融資
	産等に変わりがないかどうか都度確認している。
	・当行担当者は所定の資料を用い、本件商品のリスク及び内容について説明を
	行った記録が残っている。

【申立受理→和解契約書の締結】

・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月18日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。

あっせん手続の結果

- ・あっせん委員会は、B銀行に対し、Aさんの投資経験と本件商品のリスクの大き さを勘案すると、理解度の確認が不十分であった可能性があることを指摘した。
- ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した
- ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
- ・平成24年8月31日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ) 第 838 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・私は、B銀行のホームページを見て投資信託に興味を持ったことからB銀行を
	往訪し、当日中に本件商品を購入した。
申立人(Aさん)	・私は、株式は保有しているものの、投資信託の購入経験はなかった。
の申出内容	・私は、B銀行担当者の説明により、本件商品に元本割れのリスクがあることは理
00年四月各	解したものの、運用状況によっては元本を取り崩して分配金が支払われることが
	ある旨の説明は受けていない。
	・私は、分配金を目的として本件商品を購入したものであり、分配金について正し
	く理解していれば本件商品は購入しなかった。
	・Aさんは高齢者に該当するため、当行役席者が理解度等の確認を行った上で、
	持ち帰り検討するように促したものの、Aさんの強い意向により、当日中の販売に
	至った。
相手方銀行	・Aさんが希望した金額ではリスク資産比率が高くなることから、当行役席者がAさ
(B銀行)の見解	んに原資が余裕資金であることを確認した上で販売した。
	・しかし、本件商品販売後のAさんとのやりとりから、結果的にAさんは本件商品
	を十分に理解しないまま購入したことが認められるため、当行は一定の譲歩をす
	る用意がある。
	【申立受理→和解契約書の締結】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月
	5日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
あっせん	・あっせん委員会は、B銀行に対し、投資経験の乏しい高齢者であるAさんに本
手続の結果	件商品を販売するに当たっては、理解度を十分に確認するためにより慎重な販
	売手続を行うことが望ましかったこと、リスク資産比率の観点から問題がないとは
	いえないこと等を指摘した。
	・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあ

っせん案を提示した。

- ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
- ・平成24年7月24日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 854 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(80 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・私は、B銀行担当者の勧めるままに、付き合いとして本件商品を購入した。
申立人(Aさん)	・私は、B銀行担当者の説明により、本件商品に元本割れのリスクがあることは理
の申出内容	解していた。
	・しかし、本件商品の仕組み及びリスクの大きさについては具体的な説明を受け
	ておらず、十分に理解しないまま本件商品の購入に至った。
	・当行担当者は、本件商品の販売に際し、所定の資料を用いて説明を十分に行
	っている。
相手方銀行	・当行担当者は、Aさんから、株価等に関する一定の相場観を持つことを示す発
(B銀行)の見解	言を聴取しており、本件商品についても、Aさんは当該相場観にもとづいて購入
(ロ奴付))の元四年	に至ったと判断している。
	・Aさんは高齢者に該当したため、内部管理責任者が勧誘等に問題がないことを
	確認した上で販売した。
	【申立受理→和解契約書の締結】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月
	8日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
あっせん	・あっせん委員会は、B銀行に対し、Aさんの金融資産に占めるリスク資産の割合
手続の結果	に係る確認が必ずしも十分でなかったことを指摘した。
	・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさん対して解決金を支払うというあっ
	せん案を提示した。
	・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
	・平成24年7月4日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ) 第 862 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(50 歳台)
申立人(Aさん) の 申 出 内 容	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、B銀行を往訪した際、B銀行担当者から本件商品を勧誘され、購入に至った。

	・私にはリスク商品の購入経験はなく、本件商品の購入原資となった退職金及び
	相続財産についても元本割れしない運用方法を検討していた。
	・B銀行担当者の説明により、本件商品に元本割れのリスクがあることは漠然と理
	解できたものの、定期預金よりも有利で、元本割れリスクはまず現実化しないとの
	説明も受けたので、それを信じて本件商品を購入した。
	・当行担当者は、Aさんが回答した投資意向及びAさんとのやりとりから、Aさんは
	元本割れを許容できると判断した。
相手方銀行	・本件商品の購入金額は、Aさん自身が決めたものであり、Aさんの金融資産か
(B銀行)の見解	らすると、過大な金額とはいえない。
	・当行担当者は、Aさんに対して、リスクが現実化しないとの断定的な説明を行っ
	ておらず、所定の販売用資料を用いて本件商品について十分に説明した。
	【申立受理→和解契約書の締結】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月
	17 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、B銀行に対して、リスク商品の購入経験がないAさんに元本
あっせん	割れリスクのある本件商品を販売するに当たり、Aさんの投資目的を十分に確認
手続の結果	したといえるか疑問があること等を指摘した。
	・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあ
	っせん案を提示した。
	・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
	・平成 24 年7月 31 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ) 第 886 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託による元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・私は、B銀行で購入した投資信託で損失が発生していたことから、B銀行担当
中立し(^ナ/)	者に相談したところ、別の投資信託への乗換を提案され、保有していた投資信託
申立人(Aさん)	を売却して、別の投資信託を購入した。
の申出内容	・私は、投資信託に元本割れのリスクがあることを理解していたが、B銀行担当者
	から、乗換により短期間で損失を取り戻すことができるとの説明を受けたために乗
	り換えたにもかかわらず、乗換後の投資信託でも損失が発生した。
	・当行担当者は、Aさんから投資信託の損失を取り戻したいとの希望を受け、他
	の投資信託への乗換を提案した。
相手方銀行	・当行担当者は、Aさんが保有している投資信託との商品性の違いについて説明
(B銀行)の見解	し、金融に関する知識のあるAさんは説明を理解していた。
	・当行担当者は、Aさんから、乗換によって 1 か月程度で損失を取り戻せるかと質
	問されたため、乗換後の投資信託は長期運用を前提とした商品であり、購入時

	には手数料が必要であることから、短期間で利益を目指すことは難しい旨を説明
	した。
	【申立受理→和解契約書の締結】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月
	17 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、B銀行に対して、短期間で損失を取り戻したいとの意向を
あっせん	持っていたAさんの誤解を避けるために、Aさんの理解度をより慎重に確認するこ
手続の結果	とが望ましかったことを指摘した。
	・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん
	案を提示した。
	・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
	・平成24年7月2日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ) 第 893 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・私は当時、投資信託の利回りに魅力を感じており、自らB銀行窓口に出向き、
	本件商品を購入した。
申立人(Aさん)	・本件商品購入当時、私は金融資産のほとんどをリスク商品の購入に充てていた
の申出内容	と思う。なお、私は、B銀行が主張しているほどの金融資産を保有していなかっ
	た。
	・私は、本件商品の元本割れリスクは理解していたが、これほどの損失を被る可
	能性があるとは思っていなかった。
	・預金金利に不満を持っていたAさんが当行窓口に来店し、本件商品の購入を
	希望したものであり、購入金額もAさんが決定した。
	・当行担当者は、Aさんからの聴取及びAさんが記載した書面によりAさんの金融
相手方銀行	資産、投資経験、投資目的等を確認した上で、本件商品を勧誘した。
(B銀行)の見解	・当行担当者は、販売用資料及び目論見書にもとづき説明を行った後、確認書
	によりAさんの理解度の確認を行った。Aさんからリスクを理解した旨の発言を受
	けた社内記録が残っていることから、Aさんは本件商品のリスク等を理解していた
	と判断している。
	【申立受理→あっせん打切り】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24年5月
あっせん	18 日及び同年7月 17 日の両日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
手続の結果	・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
	あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年7月 31 日付けであっせん手続
	を打ち切った。

事案番号	23 年度(あ)第 900 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・定期預金に預入れるためにB銀行の窓口を往訪したところ、B銀行担当者から
申立人(Aさん)	本件商品の勧誘を受け、購入に至った。
の申出内容	・私は日本語の読み書きがほとんどできず、B銀行担当者の説明を理解できなか
の中山内谷	ったため、本件商品を元本が保証された商品と考えていた。なお、私は、リスク商
	品を購入した経験はない。
	・B銀行が把握している金融資産額は私の説明と相違している。
	・当行担当者は、Aさんに所定の資料により説明を行い、これらの書面を交付した
相手方銀行	記録が残っているが、説明に要した時間は定かではない。
(B銀行)の見解	・当行担当者は、Aさんの金融資産について聴取により確認しているものの、Aさ
	んとのやりとりを記憶しておらず、それに関する記録も残っていない。
	【申立受理→和解契約書の締結】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月
	29 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、B銀行に対し、日本語の理解力が乏しいAさんの属性に鑑
あっせん	みると、本件商品を理解できるまでの丁寧な説明がなされたか疑問が残ること等
手続の結果	を指摘した。
	・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあ
	っせん案を提示した。
	・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
	・平成 24 年9月 28 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 906 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(50 歳台)
	・B銀行から購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・定期預金の手続でB銀行を往訪したところ、B銀行担当者から、「定期預金より
	も利率が良く、元本が確保されている商品です」と本件商品の勧誘を受け、購入
申立人(Aさん)	に至った。
の申出内容	・本件商品購入当時、私はB銀行が主張しているだけの金融資産を保有しては
	いなかった。
	・私は、B銀行担当者から、元本割れリスクはあるものの、実際に元本割れするこ
	とはないとの説明を受けた。
相手方銀行	・当行担当者は、Aさんの投資方針等を確認し、本件商品に関心を示したため、
(B銀行)の見解	勧誘に至った。

・本件商品の勧誘に当たり、当行担当者がAさんの取引金融機関及び保有金融
資産を聴取した記録が残っている。さらに、Aさんの保有金融資産及び属性を踏
まえ、金融資産に占めるリスク資産の割合に問題はないと判断した。
・当行担当者は、所定の資料を用いて本件商品の内容及びリスクについて時間
をかけて説明しており、Aさんは本件商品の内容を理解していたものと判断して
いる。
【申立受理→あっせん打切り】
・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月
17 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
11 4 (110,000) 11 0 2 14 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16
・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
-

事案番号	23 年度(あ)第 911 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(80 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・私は、姉がB銀行でリスク商品を購入していたことから、担当者を紹介され、B銀
	行との取引を開始した。
申立人(Aさん)	・私は、姉が同じ商品を購入していたこと、B銀行担当者から元本割れの危険性
の申出内容	はないと説明を受けたことから、本件商品の購入に至った。
	・私は、本件商品以前にもB銀行でリスク商品を購入したが、これまでは損失が発
	生したことがなかったため、リスクがあるとは気付かなかった。また、経済情勢等に
	関する知識も持っていなかった。
	・当行担当者はAさんに対し、所定の資料を用いて元本割れリスク等の説明を十
	分に行っている。
相手方銀行	・Aさんからは、日経平均株価に関する相場観を聴取しており、Aさんは当該株
(B銀行)の見解	価等を勘案し、本件商品の商品性を理解した上で、購入に至ったと判断してい
	る。
	・Aさんは高齢者に該当したため、行内ルールに沿った確認を行った。
	【申立受理→和解契約書の締結】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月
	8日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
あっせん	・あっせん委員会は、B銀行に対して、Aさんが本件商品のリスクを理解できるだ
手続の結果	けの説明を行った上で、理解度を十分に確認したといえるかどうか疑問が残るこ
	とを指摘した。
	・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあ
	っせん案を提示した。

- ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
- ・平成24年7月12日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 913 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた変額個人年金保険及び投資信託の元本割れ相当
	 額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(30 歳台)
	・B銀行で購入した変額個人年金保険及び投資信託の元本割れ相当額の損失
	の補てんを求める。
	・B銀行担当者が自宅に来訪し、本件商品の勧誘を受けた。
	・私は、持株会で株式を購入したことはあったが、リスク商品を自ら購入したといえ
申立人(Aさん)	るまでの経験はなかった。
の申出内容	・私は、B銀行担当者の説明により、本件商品には大きなリスクがないと誤解し、
の中田内谷	商品内容を正確に理解することはできなかった。また、説明用資料を読み直すこ
	とはなかった。
	・私は、購入していた投資信託に損失が生じていることを理解した上で、B銀行担
	当者から、損失を早く取り戻すためには追加購入した方が良いと説明され、提案
	されるまま次々と投資信託を購入させられた。
	・当行担当者がAさん宅を訪問したところ、Aさんに資産運用の意向があることを
	聴取した。
	・当行担当者は、本件商品の商品性及び元本割れリスクについて所定の販売用
相手方銀行	資料を用いて説明を行っており、Aさんは理解していたものと判断している。
(B銀行)の見解	・本件商品の購入金額は、それぞれAさん自身が決めたもので、Aさんの資産状
	況等からすると過大な金額ではない。
	・Aさんは、本件商品の購入をきっかけとして金融商品に関する知識を増やして
	おり、追加購入はAさん自身の判断であった。
	【申立受理→和解契約書の締結】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月
	28日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、B銀行に対して、投資経験の乏しいと考えられるAさんに対
	して本件商品を販売するに当たり、Aさんの投資意向及び理解度の確認が十分
手続の結果	であったとはいえないことを指摘した。 - スのしで、ホール・モニへは、D細行がAされた概治へたまれるいい。ホール・
	・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん
	案を提示した。 ・この結果 Aさく LD銀行の双方が呼ばしたことから なっぱくば立となった
	・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
	・平成24年8月22日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 914 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(30 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・私は、リスク商品を購入した経験はなく、B銀行担当者から、自宅で本件商品の
申立人(Aさん)	勧誘を受けた。
の申出内容	・私は、本件商品の購入当時収入がなかった。
の中山内谷	・私は、本件商品に元本割れリスクがあることを理解していたが、B銀行担当者の
	説明によって、損失が出る可能性は低いと感じた。
	・私は、B銀行担当者の説明を信じ、説明用資料を読み直すことはなかった。
	・Aさんに対して、本件商品を勧誘した際、Aさんに収入がないことを把握してい
	たが、Aさんの配偶者と併せて、世帯全体として捉えると、金融資産に占める割合
相手方銀行	は高くないものと判断した。
(B銀行)の見解	・当行担当者は、本件商品の商品性及び元本割れリスクについて所定の販売用
	資料を用いて説明を行い、Aさんの反応及び質問の内容から、Aさんは本件商
	品の商品性を十分に理解しているものと判断した。
	【申立受理→和解契約書の締結】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月
	28 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件商品購入当時、Aさんは収入がなか
	ったこと、リスク商品の購入経験がなかったこと、及び本件商品の販売によってA
あっせん	さんの金融資産に占めるリスク性資産の割合が高率となったことを勘案すると、た
手続の結果	とえAさんが金融商品に興味を持っていたとしてもなお、本件商品の販売がAさ
	んに適合するものであったかどうか疑問が残ることを指摘した。
	・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん
	案を提示した。
	・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
	・平成 24 年8月 22 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 941 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(80 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・私は、本件商品購入以前に投資信託を購入した経験はなかったが、B銀行担
申立人(Aさん)	当者の勧めるものであれば間違いないと思い、複数の投資信託を購入した。
の申出内容	・私は株式を保有しているが、従業員割当によるもので運用目的ではない。
	・本件商品購入時、B銀行担当者から、家族の同席を求められたが、家族には相
	談せず、一人で購入すると伝えた。

	・本件商品購入時、基準価額が上下することは理解していたが、簡単な説明しか
	受けておらず、リスクを十分に認識できなかった。
	・本件商品購入後、運用報告書を受領し、損失が発生していることを認識してい
	たが、時間が経てば元に戻ると思っていた。
	・当行担当者は、Aさんが定期預金の金利に不満を持っていることを聴取したた
	め、本件商品を提案したところ、Aさんが関心を示した。
	・当行担当者は、Aさんの金融資産を確認したほか、株式の投資経験があること、
相手方銀行	本件商品の購入原資が余裕資金であることを確認した。
(B銀行)の見解	・当行担当者は、Aさんに家族の同席を求めたが断られたため、当行支店長から
	販売の許可を得た後に本件商品を販売した。
	・当行担当者は、所定の販売用資料を用いて本件商品の商品内容及びリスクを
	説明した。また、販売後は、自宅を訪問し、運用報告書の内容を都度説明した。
	【申立受理→あっせん不調(申立人があっせん案不受諾)】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月
	26 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、B銀行に対して、Aさんが本件商品を理解できるまで説明を
# - 4 /	尽くしたというには疑問が残ること、自ら購入を希望したわけではないAさんに短
あっせん	期間に多数の投資信託を販売した方法に慎重さを欠いた部分があったことを指
手続の結果	摘した。
	・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあ
	っせん案を提示した。
	・その結果、B銀行はあっせん案を受諾したが、Aさんがあっせん案の受諾を拒
	否したため、平成 24 年9月 24 日付けであっせん手続は終了となった。

事案番号	23 年度(あ) 第 949 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(80 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・定期預金への預入目的でB銀行を往訪したところ、B銀行担当者から定期預金
申立人(Aさん)	と本件商品とのセットプランを執拗に勧誘され、購入するに至った。
	・本件商品の購入原資は、余裕資金ではなかった。
の申出内容	・私は、本件商品の購入以前にリスク商品を購入した経験はなかった。
	・私は、本件商品の元本割れリスクについて、B銀行担当者から十分な説明を受
	けていない。
	・Aさんが定期預金への預入目的で来店したことは認めるが、Aさんから定期預
相手方銀行	金と投資信託のセットプランの説明を求められたものである。
(B銀行)の見解	・当行担当者は、Aさんの年収及び金融資産を確認したほか、投資経験があるこ
	と、本件商品の購入原資が余裕資金であることを聴取した。

	・当行担当者は、所定の販売用資料を用いて本件商品の商品内容及びリスクを
	説明した。
	【申立受理→和解契約書の締結】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月
	14 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
あっせん手続の結果	・あっせん委員会は、B銀行に対して、Aさんの年齢等の属性、来店時の当初の
	意向、リスク商品の購入経験がなかったことを勘案すると、本件商品がAさんの目
	的に合うものであったか、また、Aさんの理解度の確認が十分に行われたか等に
	ついて疑問が残ることを指摘した。
	・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあ
	っせん案を提示した。
	・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
	・平成 24 年9月 27 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 1034 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・B銀行担当者から資金運用の提案を行いたいと連絡があり、B銀行に出向いた
申立人(Aさん)	ところ、本件商品を提案された。
の申出内容	・私は、本件商品購入時、病気を患っていたため視力が相当程度低下しており、
の中山内谷	申込書等の文字がほとんど読めない状態だった。
	・本件商品の商品性について、B銀行担当者から十分な説明がなかったため、元
	本割れの可能性が極めて低い商品であると思い、購入に至った。
	・当行担当者は、Aさんが病気を患っていて、視力が低下していたことは把握して
	いない。
相手方銀行	・当行担当者は、本件商品の元本割れリスクを含めた商品性について、所定の資
(B銀行)の見解	料を用いて説明を十分に行っているはずである。
	・Aさんは、本件商品以外にも当行で投資信託を購入していたため、本件商品も
	元本割れリスク等を理解の上で、購入に至っていると判断している。
	【申立受理→和解契約書の締結】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月
	8日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
あっせん	・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件商品購入時におけるAさんの状況等
手続の結果	を勘案すると、Aさんが本件商品の商品性を十分に理解できるまでの説明が尽く
	されていたかどうかについて、疑問が残ることを指摘した。
	・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあ
	っせん案を提示した。

- ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
- ・平成24年8月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 1055 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(50 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・本件商品は、B銀行担当者から勧誘を受け、言われるままに購入したものであ
申立人(Aさん)	る。
の申出内容	・私は、B銀行担当者から本件商品に関する説明を受けたかもしれないが、ほと
	んど理解できなかった。
	・私は、B銀行が主張するほどの金融資産は保有していない。
	・当行担当者は、Aさんから聴取し作成した資料にもとづいて金融資産額等を確
	認しており、当該資料にはAさんの署名も受けている。
相手方銀行	・Aさんは、過去に他の金融機関でリスク商品の購入経験があることを聴取してい
(B銀行)の見解	る。
	・当行担当者は、本件商品の販売に際し、所定の資料を用いて説明を十分に行
	っており、説明方法に問題はなかったと考えている。
	【申立受理→和解契約書の締結】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月
	9日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
± 0 + /	・あっせん委員会は、B銀行に対し、Aさんの金融資産に占めるリスク資産の割合
あっせん 手続の結果	に係る確認が必ずしも十分でなかったことを指摘した。
	・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあ
	っせん案を提示した。
	・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
	・平成 24 年9月 13 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 1063 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(40 歳台)
申立人(Aさん) の 申 出 内 容	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・私は、定期預金の金利に不満を持っており、元本保証のある商品を希望してい
	る旨をB銀行担当者に伝えたところ、希望に合う商品があるとして本件商品の勧
	誘を受けた。
	・保有金融資産は、B銀行担当者から質問を受けて記入した内容の通りである

	が、投資目的については質問を受けていない。
	・本件商品について、B銀行担当者から複数回説明を受けたが、元本割れリスク
	については説明がなかった。
	・当行担当者は、Aさんに複数の商品の説明を行い、Aさんが本件商品に興味を
	持ったことから、本件商品の勧誘を行った。
扣手士组	・当行担当者は、Aさんに顧客カードへの記入をしてもらうことで、保有金融資産
相手方銀行 (B銀行)の見解	額等の確認を行っていることから、金融資産に占めるリスク性資産の割合につい
	ては問題がないものと判断している。
	・当行担当者は、所定の資料を用いて本件商品の説明を行っており、Aさんは本
	件商品の商品性を十分に理解していたはずである。
	【申立受理→あっせん打切り】
あっせん手続の結果	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年8月
	29 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
	あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23 年度(あ)第 1073 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・私は、B銀行で購入した保険の運用状況の報告を受けた際に、保険を解約す
	れば損失が出るものの、その解約金で本件商品を購入すれば、分配金等により
申立人(Aさん)	損失を取り戻せるとB銀行担当者から説明を受けた。
の申出内容	・B銀行担当者から、本件商品は安全な商品であると説明を受けたが、リスクの高
	い商品であるとは説明されていない。
	・私が本件商品購入当時に保有していた金融資産は、B銀行が主張している金
	額よりも少ない。
	・当行担当者が保険商品の運用状況の報告を行い、後日、Aさんから保険を解
	約し、解約金を投資信託で運用したいという意向が示されたため、本件商品の提
	案に至った。
相手方銀行	・当行担当者は、所定の資料を用いて本件商品の元本割れリスクについて説明
相 子 万 銀 行 (B銀行)の見解	を行っており、Aさんは過去に当行で投資信託を購入し、損失を出した経験があ
	ることから、Aさんは元本割れリスクを理解していたと判断している。
	・当行担当者は、Aさんから金融資産及びそれに占めるリスク性資産の割合を聴
	取し、本件商品の販売に問題がないと判断した。また、聴取した内容を基に作成
	した顧客カードをAさんに提示し、署名を受けている。
あっせん	【申立受理→和解契約書の締結】
手続の結果	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月

4日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
・あっせん委員会は、B銀行に対し、本件商品の具体的な元本割れリスクについ
てAさんとの間で認識の共有ができていたか疑問が残ること、及びAさんの保有
金融資産の把握についてやや不十分な点があることを指摘した。
・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあ
っせん案を提示した。
・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
・平成 24 年8月 29 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 1074 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・私は、B銀行担当者からB銀行で購入した保険の運用状況の報告を受けた際
	に、保険を解約すれば損失が出るものの、その解約金で本件商品を購入すれ
申立人(Aさん)	ば、分配金等により保険で生じた損失を取り戻せるとの説明を受けた。
の申出内容	・B銀行担当者から、本件商品は安全な商品であると説明を受けたが、リスクの高
	い商品であるとは説明されていない。
	・私が本件商品購入当時に保有していた金融資産は、B銀行が主張している金
	額よりも少ない。
	・当行担当者が保険商品の運用状況の報告を行ったところ、Aさんから保険を解
	約し、解約金を投資信託で運用したいという意向が示されたため、本件商品の提
	案に至った。
相手方銀行	・当行担当者は、所定の資料を用いて本件商品の元本割れリスクについて説明
(B銀行)の見解	を行っており、Aさんは長期間にわたり当行の投資信託を繰り返し購入した経験
	があることから、Aさんは元本割れリスクを理解していたと判断している。
	・当行担当者は、Aさんから金融資産及びそれに占めるリスク性資産の割合を聴
	取し、本件商品の販売に問題がないと判断した。また、聴取した内容を基に作成
	した顧客カードをAさんに提示し、署名を受けている。
	【申立受理→和解契約書の締結】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月
	4日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
あっせん	・あっせん委員会は、B銀行に対し、本件商品の具体的な元本割れリスクについ
手続の結果	てAさんとの間で認識の共有ができていたか疑問が残ること、及びAさんの保有
7 450 35 47H XK	金融資産の把握についてやや不十分な点があることを指摘した。
	・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあ
	っせん案を提示した。
	・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

・平成24年8月29日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ) 第 1082 号
申立ての概要	希望以上の金額で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要
	求
申立人の属性	個人(70 歳台)
	・B銀行で希望以上の金額で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失
	の補てんを求める。
	・私は、定期預金の満期更新手続のためにB銀行を往訪したところ、本件商品の
申立人(Aさん)	提案を受けた。
の申出内容	・私は、B銀行担当者の説明を受け、本件商品に元本割れリスクがあることは理
	解していた。
	・私は、当初少額での運用を希望したが、B銀行担当者からより多額の投資を要
	請されて断りきれず、指示された金額で本件商品を購入してしまった。
	・当行担当者は、本件商品について、所定の資料を用いて元本割れリスク等を含
相手方銀行	めた商品内容の説明を行っており、問題はなかったと判断している。
(B銀行)の見解	・当行担当者は、本件商品の投資額について指示をしておらず、投資額はAさん
	が決定したものである。
	【申立受理→あっせん打切り】
あっせん手続の結果	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月
	9日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
	あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23 年度(あ)第 1083 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・私は、B銀行担当者に勧められて本件商品を購入した。
	・B銀行担当者の「安心してください」との発言を受け、書面をよく読まず、内容も
申立人(Aさん)	理解しないまま、元本は保証されていると思い購入した。
の申出内容	・私の収入は主に年金であり、保有資産は老後資金であるとB銀行担当者に伝え
	てあった。また、配偶者の介護をしているため、毎月一定の支出が発生しており、
	余裕資金ではなかった。
	・購入時には短時間でB銀行担当者の指示どおりに申込書に署名した。
相手方銀行	・Aさんが運用相談のために来店した際に本件商品を提案して販売した。
(B銀行)の見解	・本件商品の販売によって、Aさんの金融資産に占めるリスク性資産の割合が高

	くなるおそれがあったが、Aさんには一定の収入があり、当行の内部管理責任者
	が本件商品を販売しても問題ないと総合的に判断した。
	・当行担当者は、本件商品の元本割れリスク及び仕組みについて説明を行い、A
	さんも理解しているものと判断した。
	【申立受理→和解契約書の締結】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月
	12 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、B銀行に対して、Aさんの収入が不安定であり、かつ配偶者
あっせん	の介護を行っている状況及びAさんの属性をみれば、本件商品の販売が妥当で
手続の結果	あったかどうかについて、より慎重に検討すべきであったことを指摘した。
	・そのうえで、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するという
	あっせん案を提示した。
	・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
	・平成 24 年9月 12 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24 年度(あ)第 17 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・定期預金を作成するためにB銀行を往訪したところ、定期預金のセットとして本
	件商品の勧誘を受けた。
申立人(Aさん)	・私は、本件商品購入前に、外貨預金及びソブリン債を購入した経験はあるが、
の申出内容	投資信託を購入した経験はなかった。
	・B銀行に滞在した時間は 10 分程度であり、本件商品の商品性及び元本割れリ
	スクについて十分な説明を受けていない。販売用資料を見せられた記憶はなく、
	申込書に署名押印するように指示を受けただけである。
	・Aさんは当初、金利優遇型の定期預金を希望していたが、申込条件に合致しな
	かったため、代替商品として別の定期預金と本件商品のセット商品を案内したと
相手方銀行	ころ、Aさんが関心を示した。
(B銀行)の見解	・当行担当者は、本件商品販売時、Aさんから投資経験、投資目的及び金融資
(ロ鉱1)/07元件	産額を聴取した。
	・当行担当者は、本件商品販売時、所定の資料を用いてAさんに本件商品の商
	品性及び各種リスクについて説明した。
	【申立受理→あっせん打切り】
± ~ + /	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月
あっせん	26 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
手続の結果	・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
	あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24 年度(あ)第 24 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(80 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・私は、元本割れの可能性がある金融商品の購入については消極的であったこ
申立人(Aさん)	とから、B銀行はリスクの高い本件商品を私に販売すべきではなかったと考えて
の申出内容	いる。
	・B銀行担当者から本件商品の説明を一通り受けたが、分配金に係る詳細な説
	明はなかったと記憶している。
	・当行担当者は、Aさんからまとまった資金を運用したいとの申し出を受け、本件
	商品を勧誘し、販売に至った。
	・Aさんは、過去に株式で損失を被った経験があるため、株式を運用対象とした
相手方銀行	商品は好まない一方で、分配金を受け取ることができる商品を希望していた。
(B銀行)の見解	・本件商品の販売に先立ち、当行担当者はAさんに対して、親族同席のもと、所
	定の資料等を用いて説明を行った記録が残っている。
	・本件商品説明時、Aさんは頷きながら説明を聞いていたため、本件商品の内容
	及び元本割れリスクを理解していると判断した。
	【申立受理→あっせん打切り】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年8月
あっせん	31日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
手続の結果	・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
	あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年9月 19 日付けであっせん手続
	を打ち切った。

事案番号	24 年度(あ) 第 29 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・新規口座の開設のためにB銀行を往訪したところ、B銀行担当者から本件商品
	の勧誘を受けた。
申立人(Aさん)	・B銀行担当者から、毎月一定の分配金が得られるとの説明を受けたため、本件
の申出内容	商品の購入に至った。
	・私は、本件商品に元本割れのリスクがあることは理解していたが、B銀行担当者
	から、運用状況によっては元本を取り崩して分配金が支払われる場合があるとの
	説明は受けておらず、そうした説明を受けていれば本件商品は購入しなかった。
相手方銀行	・当行担当者は、本件投資信託について、所定の資料を用いて元本割れリスク
(B銀行)の見解	等を含めた商品内容の説明を行っているほか、分配金についても補足資料を用
	いて説明しており、問題はなかったと判断している。

【申立受理→あっせん打切り】

あっせん手続の結果

・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月30日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。

・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、 あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24 年度(あ) 第 56 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(40 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・私は、B銀行担当者から本件商品に元本割れリスクがあることを聞いたが、同時
申立人(Aさん)	に当該リスクが現実化することは考えられないとの説明を受けた。
の申出内容	・B銀行担当者からは、本件商品のみを勧誘されたため、他の商品と比較検討す
の中山内谷	る余地がなかった。
	・私は、本件商品購入以前に、外国為替取引をした経験はあるが、損失を被った
	ことがなかったため、本件商品のリスクについて十分に理解していなかった。
	・Aさんは、外国為替取引の経験があったことから、償還価額が為替レートに連動
	する商品にニーズがあると考え、本件商品のみを勧誘した。
相手方銀行	・当行担当者は、Aさんからの聴取等により本件商品に対するAさんの適合性を
(B銀行)の見解	確認した。
	・当行担当者は、所定の資料を用いて、元本割れリスク等を含めた本件商品の説
	明を十分に行っており、説明方法に問題はなかったと判断している。
	【申立受理→和解契約書の締結】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月
	24 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
あっせん	・あっせん委員会は、B銀行に対し、本件商品の元本割れリスクを現実性のあるも
	のとして理解できるだけの説明が尽くされていたか疑問が残ること等を指摘した。
手続の結果	・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあ
	っせん案を提示した。
	・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
	・平成 24 年9月 14 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24 年度(あ)第 57 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
申立人(Aさん)	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。

の申出内容	・私は、B銀行担当者から提案された投資信託を複数回購入した経験があった。
	・本件商品の購入原資は、老後の資金であった。
	・本件商品を中途解約した場合の元本割れの可能性については説明されたが、
	その他の元本割れリスクについては、十分な説明を受けていない。
	・本件商品購入後、B銀行担当者から満足のいくアフターフォローを受けていな
	い。
	・当行担当者は、定期預金満期時に投資信託の紹介依頼があったこと、来店し
	たAさんの配偶者が投資信託に関心を示されたことから、自宅を訪問した。
	・当行担当者は、Aさんの年収及び金融資産を確認したほか、投資信託を購入し
相手方銀行	た経験があること、本件商品の購入原資が余裕資金であることを確認した。
(B銀行)の見解	・当行担当者は、所定の販売用資料を用いて本件商品の商品内容及び元本割
	れリスクを説明した。
	・当行担当者は、本件商品販売後、Aさんの自宅を複数回訪問し、運用状況の
	報告等を行った。
	【申立受理→あっせん打切り】
あっせん	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月
手続の結果	20 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
子がの形象	・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
	あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24 年度(あ) 第 58 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・B銀行に預入れていた定期預金が満期を迎え、B銀行担当者から本件商品の
	勧誘を受け、損失が発生する前に解約の案内を行うという約束で購入に至った。
	・私は、本件商品購入以前に投資信託を購入した経験はなく、為替相場及び株
申立人(Aさん)	価の動き等に関心はなかったものの、投資信託にリスクがあることは理解してい
の申出内容	た。
	・本件商品の購入に当たり、B銀行担当者から、販売用資料で一通り説明を受け
	たと記憶しているが、十分な理解はしていない。
	・本件商品の元本割れを認識してから、B担当者に複数回解約を依頼したが、解
	約を妨げられて損失が拡大した。
	・当行担当者は、本件商品の販売に先立ち、Aさんから、購入原資、保有金融資
扣手士组	産及び運用に関する考え等聴取し、確認した内容を記録している。
相手方銀行 (B銀行)の見解	・当行担当者は、販売用資料を用いて本件商品の商品内容及び元本割れリスク
	の説明を行っていることから、説明方法に問題はなかったと考えている。
	・本件商品販売時、当行担当者がAさんに、元本割れする前に本件商品の解約

	を案内すると約束した事実はなく、また、解約を妨げた事実もない。Aさんが自ら
	判断して、解約しなかったまでのことである。
	【申立受理→あっせん打切り】
あっせん手続の結果	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年8月
	7日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
	あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24 年度(あ) 第 59 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・私は、財産の管理を配偶者に任せていたため、本件商品の購入手続は配偶者
	が行った。
申立人(Aさん)	・私も配偶者も、本件商品購入以前に投資信託を購入した経験はなく、為替相場
の申出内容	及び株価の動き等に関心はなかった。ただし、投資信託にリスクがあることは理
の中田内谷	解していた。
	・B銀行担当者の説明は、主に代理人である配偶者に対して行われているが、私
	は配偶者から、本件商品が元本割れしそうになった場合は、B銀行担当者が解
	約を案内してくれるので実質的に元本割れのリスクはないと聞いていた。
	・当行担当者は、Aさんの配偶者に対して、事前にAさん本人に対して説明する
	ことを求めたが、Aさん本人が配偶者を代理人として手続を行うことを希望したた
	め、配偶者に対して説明を行った。
相手方銀行	・当行担当者は、代理人であるAさんの配偶者に対して、販売用資料等を用いて
(B銀行)の見解	本件商品の商品内容及び元本割れリスクの説明を行っていることから、説明方法
	に問題はなかったと考えている。
	・本件商品販売時、当行担当者がAさんの配偶者に、元本割れする前に本件商
	品の解約を案内すると約束した事実はなく、また、解約を妨げた事実もない。Aさ
	んらが自ら判断して、解約しなかったまでのことである。
あっせん手続の結果	【申立受理→あっせん打切り】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年8月
	7日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
	あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24 年度(あ)第77号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・私は、定期預金の満期手続のために訪問してきたB銀行担当者から、本件商品
	の勧誘を受け、分配金の良さに興味を持ち購入するに至った。。
申立人(Aさん)	・本件商品購入当時、私はリスク商品の購入経験はなかった。
の申出内容	・B銀行担当者の説明から本件商品に元本割れリスクがあることは把握していた
	が、リスクの大きさは理解していなかった。
	・本件商品の解約希望に対して、解約をやめるよう説得された結果、損失が拡大
	した。
	・当行担当者は、Aさんの保有金融資産及び投資経験を聴取した上で複数の商
	品を提案し、Aさんが購入を希望したことから本件商品を販売した。
	・本件商品販売時には、Aさんの配偶者にも同席してもらい、所定の資料を用い
相手方銀行	て本件商品を説明していることから、Aさんは商品性を十分に理解していたはず
(B銀行)の見解	である。
	・当行担当者は、本件商品の説明に対するAさんの反応から理解度を確認し、説
	明後に重ねて上席者からも電話で理解度の確認を行った。
	・Aさんからの解約希望を拒否して、解約をやめるよう説得した事実はない。
	【申立受理→あっせん打切り】
あっせん	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月
手続の結果	31 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
	あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24 年度(あ)第 100 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・定期預金の満期手続のためにB銀行を往訪したところ、B銀行担当者から本件
申立人(Aさん)	商品の勧誘を受けた。
の申出内容	・私は、本件商品に元本割れリスクがあることは理解していたが、B銀行担当者か
	ら、本件商品が元本割れするような経済状況になることはまずないとの説明を受
	け、また、長時間執拗な勧誘を受けたことから、購入に至った。
	・当行担当者は、本件商品について、所定の資料を用いて元本割れリスク等を含
相手方銀行	めた商品内容の説明を行っている。
(B銀行)の見解	・本件商品について、元本割れするような経済状況になることはまずないといった
	ような説明は行っておらず、執拗な勧誘も行っていない。

【申立受理→あっせん打切り】

あっせん 手続の結果

・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年8月3日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。

・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、 あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24 年度(あ)第 115 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託及び外貨建て個人年金保険の元本割れ
	相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託及び外貨建て個人年金保険の元本割れ相当額の
	損失の補てんを求める。
	・私は、B銀行を配偶者とともに往訪した際に、配偶者が投資信託の勧誘を受け
	て購入するのに立会い、私自身も興味を持ったことから、後日、複数回にわたっ
中 士(4 + /)	て本件商品を購入した。
申立人(Aさん)	・顧客カードの投資方針等は、B銀行担当者に言われるまま選択した。
の申出内容	・B銀行担当者がメリットばかり説明したため、配当が高くなれば危険も増すので
	はないかと考えてリスクについて質問したが、返答はなかった。
	・B銀行担当者からは、販売用資料を用いて説明を受けたが、理解できなかっ
	た。さらに、B銀行担当者からはリスクと留意点について記載した書面の各項目を
	読み上げて説明を受けたが、理解しないまま確認欄に署名した。
	・Aさんは、Aさんの配偶者と共に来店した際に、配偶者が投資信託を購入する
	のに同席し、投資信託に興味を示していたことから、意向を確認の上、配偶者と
相手方銀行	は別の日に本件商品を販売した。
(B銀行)の見解	・Aさんは、市場の情勢を見てから購入を判断し、数回に分けて解約を行うなど、
(口頭))の元件	金融商品の取扱いに慣れていた。
	・当行担当者は、本件商品について販売用資料を用いて手順に沿って説明を行
	っており、Aさんは商品性を十分に理解していたと判断している。
あっせん手続の結果	【申立受理→あっせん打切り】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月
	12 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
	あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24 年度(あ)第 116 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託及び外貨建て個人年金保険の元本割れ
	相当額の損失補てん要求

申立人の属性	個人(70 歳台)
中立人の属住	
	・B銀行で購入した投資信託及び外貨建て個人年金保険の元本割れ相当額の
	損失の補てんを求める。
	・私は、保険の満期金が入金になったことから、払戻しをしようとB銀行を配偶者と
	共に訪問した際に、B銀行担当者から本件商品を勧められた。
申立人(Aさん)	・私は、B銀行担当者から、リスクの程度を3段階に分けると、本件商品の投資対
の申出内容	象はミドルリスクのものとして分類されるという説明を受けたことから、リスクはさほ
の中山内谷	ど高くないと考え購入した。その後も、B銀行担当者に勧められるままに、複数回
	にわたって本件商品を購入した。
	・B銀行担当者からは、販売用資料の提示もなく、早口で説明されたため、商品
	内容を理解することができなかった。さらに、B銀行担当者が確認書を読み上げ
	たが、理解しないまま確認欄に署名した。
	・配偶者と来店したAさんに対して、Aさんの意向に沿った商品として、本件商品
+0 ~ + 40 4	を販売した。
相手方銀行	・Aさんは、自ら希望して本件商品を購入したものである。
(B銀行)の見解	・当行担当者は、所定の資料を用いて時間をかけて丁寧に説明を行っており、A
	さんは商品性を十分に理解していたものと判断している。
	【申立受理→あっせん打切り】
あっせん手続の結果	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月
	12 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
	あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24 年度(あ)第 117 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・定期預金満期時に、B銀行担当者に定期預金より利回りの良い商品がないか
	尋ねたところ、本件商品を提案されたので、勧められるがまま購入した。
申立人(Aさん)	・私は、本件商品購入以前に、国債を購入した経験がある。なお、母から相続し
の申出内容	た株式も保有していたが、売買したことはなかった。
	・私は、本件商品購入時、資料を提示されながら説明を受けたが、本件商品のリ
	スクについて十分理解していなかった。
	・私は、本件商品購入後、満足のいくアフターフォローを受けていない。
	・Aさんが当行に複数回来店し、運用中の株式の話を繰り返しされたものの、当
相手方銀行	行では株式を取り扱っていないため、代替商品として投資信託及び国債を紹介
(B銀行)の見解	した。その結果、Aさんが本件商品に関心を示したことから、勧誘を行った。
	・当行担当者は、本件商品の販売に当たり、Aさんの投資経験、金融資産及び投

	資目的などを確認した。
	・当行担当者は、本件商品について、目論見書等を用いて元本割れリスク等を含
	めた商品内容の説明を複数回、十分な期間を設けて行っており、説明方法に問
	題はなかったと判断している。
	・本件商品販売後も定期的に運用状況の報告を行っていた。
	【申立受理→あっせん打切り】
あっせん手続の結果	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月
	24 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
	あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24 年度(あ)第 121 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
申立人(Aさん)	・投資信託にリスクがあることは理解していたが、B銀行担当者から断定的な判断
の申出内容	の提供を受けたため、本件商品は元本割れすることがない商品と思い、購入に
の中田内谷	至った。
	・私は、B銀行が主張しているほどの金融資産を保有していなかった。
	・当行担当者は、Aさんに複数の商品を提案したところ、Aさんが本件商品を選択
相手方銀行	したため、販売に至った。
	・当行担当者は、所定の資料を用いて本件商品の説明を行っており、Aさんは本
(B銀行)の見解	件商品のリスクを十分に理解していたはずだと判断している。
	・当行担当者は聴取により、Aさんの保有金融資産及び投資経験等を確認した
	が、金融資産の具体的な内訳までは確認していない。
	【申立受理→あっせん打切り】
あっせん	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月
	23 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
手続の結果	・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
	あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24 年度(あ)第 124 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(80 歳台)
申立人(Aさん)	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
の申出内容	・私は、B銀行担当者から本件商品の勧誘を複数回受け、購入に至った。

	・私からB銀行担当者に対して、リスクのある商品は購入したくない旨を伝えてい
	る。
	・本件商品購入時、私はB銀行担当者から詳細な説明は受けておらず、リスク等
	を理解していなかったが、B銀行担当者を信用して購入した。
	・当行担当者は、Aさんからの聴取等により、Aさんの保有金融資産、投資経験
七十十分	及び知識等を把握した上で本件商品を販売しており、問題はないと判断してい
相手方銀行	る。
(B銀行)の見解	・当行担当者は、目論見書等を用いて本件商品の説明を十分に行っており、説
	明方法に問題はなかったと判断している。
	【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】
t - 44 /	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理した。
あっせん	・その後、事情聴取実施前に、Aさんから、事情によりあっせん手続を続けること
手続の結果	が困難になり、あっせん申立てを取り下げたい旨の申立取下書が提出されたこと
	から、平成24年7月23日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	24 年度(あ)第 140 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(80 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・私は、本件商品購入以前に、他行で投資信託を購入した経験はあるが、資産
	管理はすべて配偶者に任せていたので詳細は分からない。
申立人(Aさん)	・私は、B銀行担当者から本件商品の説明を受けたが、耳が大変不自由なため、
の申出内容	B銀行担当者がメリットを強調した部分しか聞き取ることができず、リスクについて
	は説明がなかったか、あったとしても小さな声で聞こえなかったはずである。
	・同席した配偶者は、病気で理解力が低下しており、本件商品の内容を理解でき
	なかった。
	・当行との投資信託取引は、Aさんと配偶者から他行で保有する投資信託を当行
	に移管する依頼を受けたのが最初である。
	・当行担当者は、当行役席者とともに、Aさんに対し、Aさんの配偶者だけでなく、
相手方銀行	Aさんの子供も同席の上で、販売用資料及び目論見書を用いて本件商品の商
(B銀行)の見解	品性及び元本割れリスクを複数回にわたり説明した。
(口弧1)/07兄件	・Aさんからは、ゆっくり大きな声で説明するように求められたため、当行担当者は
	そのように説明しており、一部を強調するような説明はしていない。また、Aさんか
	らは、リスクを理解している旨の発言もあり、会話の流れからも、Aさんが話をうまく
	聞き取れない様子はなかった。
あっせん	【申立不受理】
	・あっせん委員会は、本件紛争の解決に当たり、本件商品購入当時、Aさんが高
手続の結果	齢を原因とする難聴であったか、同席した配偶者が病気で理解力が低下してい

たかという医学的事象に関する事実の認定が必要となるが、あっせん委員会で 当該判断をすることは事実上困難との理由から、業務規程 26 条1項6号(加入 銀行の経営方針や融資態度、あるいは銀行員等個人に係わる事項等、事柄の 性質上、紛争解決手続の利用が適当でないと認められる場合)に該当すると判 断し、「適格性なし」として平成 24 年7月 26 日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	24 年度(あ)第 149 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・私は、B銀行担当者の自宅への訪問を受け、本件商品を提案された。
	・私は、B銀行担当者から本件商品の説明を受けておらず、定期預金に類するも
申立人(Aさん)	のだと考え、本件商品を購入した。
の申出内容	・本件商品購入後、自宅に郵送された運用報告書を読み、初めて投資信託を購
	入していることに気づいた。
	・その後、B銀行で本件商品の中途解約の手続をしようとしたが、継続保有を勧
	められるばかりで、解約に応じてもらえなかった。
	・本件商品は、Aさんが定期預金の金利に不満を持っていることを聴取したため、
	提案したものである。
	・当行担当者は、本件商品について、所定の資料を用いて元本割れリスク等を含
相手方銀行	めた商品内容の説明を行っており、説明方法に問題はなかったと判断している。
(B銀行)の見解	・本件商品購入後、Aさんが当行に来店した際には、当行担当者が本件商品の
	運用状況等の説明を行い、その結果、Aさん自らが継続保有の意向を示してい
	た。その後、Aさんが解約の意向を示した際には、損失補てんを条件とされたた
	め、当行としては受け付けることができなかった。
	【申立受理→あっせん打切り】
t - + /	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年8月
あっせん	3日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
手続の結果	・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
	あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24 年度(あ)第 179 号
申立ての概要	投資信託販売後のアフターフォロー不足による逸失利益の支払い要求
申立人の属性	個人(60 歳台)
申立人(Aさん)	・B銀行で購入した投資信託を高値で売却できなかったことによる逸失利益の支
の申出内容	払いを求める。
の中田内谷	・私は、B銀行で購入した本件商品の基準価額が上昇した際にはB銀行担当者

	から連絡を受けることになっていたが、連絡がなかったため、高値で売却する機
	会を逸した。
	・Aさんには所定の運用報告書等が定期的に郵送されているほか、当行担当者
相手方銀行	からも頻繁に損益状況の報告を行っている。
(B銀行)の見解	・基準価額上昇時に解約しなかったのは、Aさんの相場観によるものである。
	・現時点でも評価損益はプラスであり、損失は発生していない。
	【申立不受理】
	・あっせん委員会は、本件申立てについて、本件商品の評価損益がプラスである
	こと、請求の根拠に客観性・具体性がないこと等から、業務規程 26 条1項6号(加
あっせん	入銀行の経営方針や融資態度、あるいは銀行員等個人に係わる事項等、事柄
手続の結果	の性質上、紛争解決手続の利用が適当でないと認められる場合)及び7号(申立
	てが申立書の記載内容全体からして失当であることが明らかである場合)に該当
	すると判断し、「適格性なし」として平成 24 年7月 20 日付けであっせん手続を終
	了した。

事案番号	24 年度(あ)第 184 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・受取保険金の貯蓄手段について相談するためにB銀行を往訪したところ、B銀
申立人(Aさん)	行担当者から本件商品の勧誘を受けた。
の申出内容	・B銀行担当者から本件商品の元本割れリスクに係る説明がなかったため、リスク
の中山内谷	を十分に理解しないまま本件商品を購入した。
	・私は、本件商品購入当時、他の金融機関でも投資信託を保有していたが、当
	該投資信託についても元本割れリスクがないと考えていた。
	・当行担当者は、本件商品の原資が余裕資金であること、及びAさんが他行で投
相手方銀行	資信託を保有していることを聴取した上で本件商品を販売していることから、問題
(B銀行)の見解	はなかったと判断している。
「口頭1」)の元件	・当行担当者は、本件商品について、所定の資料を用いて元本割れリスク等を含
	めた商品内容の説明を行っている。
	【申立受理→あっせん打切り】
あっせん	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年9月
手続の結果	3日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
ナ 桃 の 和 未	・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
	あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24 年度(あ)第 185 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・国債の購入相談のためにB銀行を往訪したところ、B銀行担当者から本件商品
申立人(Aさん)	の勧誘を受けた。
の申出内容	・B銀行担当者から、本件商品が為替相場変動の影響を受けるといった説明を受
	けたが、元本割れリスクに係る説明がなかったため、分配金が増減するリスクがあ
	るだけで、元本割れリスクはないものと理解して本件商品を購入した。
	・Aさんは当行で複数回投資信託を購入しており、それぞれ異なる担当者が販売
	していることを勘案すると、Aさんが本件商品の元本割れリスクについて理解して
相手方銀行	いなかったとは考えにくい。
(B銀行)の見解	・本件商品の原資は余裕資金であり、Aさんから購入の希望があり販売している
(口頭以下)/ ひりを内午	ため、適合性の観点からも問題はなかったと判断している。
	・当行担当者は、本件商品について、所定の資料を用いて元本割れリスク等を含
	めた商品内容の説明を行っている。
	【申立受理→あっせん打切り】
あっせん	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年9月
手続の結果	3日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
ואר כי אווי אווי אווי אווי אווי אווי אווי	・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
	あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24 年度(あ)第 192 号
申立ての概要	説明不十分で損失が拡大した投資信託に係る損害賠償請求
申立人の属性	個人(70 歳台)
	・B銀行の不十分な説明により損失が拡大した投資信託に係る損害を賠償するこ
	とを求める。
申立人(Aさん)	・私は、リスク商品による資産運用を考えていたところ、B銀行担当者から勧誘を
の申出内容	受け、元本割れのリスクがあることを理解した上で、本件商品を購入した。
の中山内谷	・B銀行担当者から特別分配金が元本の払戻しに当たることについて一切説明
	がなかったことから、収益が分配されているものと誤認し、本件商品に損失が発
	生していることを認識して売却する時期が遅れたため、損失が拡大した。
	・当行担当者は、本件商品について、所定の資料を用いて元本割れリスク等を含
相手方銀行	めた商品内容の説明を行い販売した。
(B銀行)の見解	・当行は当時の説明義務を果たしているため、Aさんの要求に応じることはできな
	لا √。
あっせん	【申立受理→あっせん打切り】

١	エはのは田	本 2) 香口人2 ,与 6中上之上[李仲以之6.1) 之页即, 京本 6.4 年 6 日
	手続の結果	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月
		18 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
		・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
		あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24 年度(あ)第 193 号
申立ての概要	説明不十分で損失が拡大した投資信託に係る損害賠償請求
申立人の属性	個人(60 歳台)
	・B銀行の不十分な説明により損失が拡大した投資信託に係る損害を賠償するこ
	とを求める。
中立し(4 ナ/)	・私は、リスク商品による資産運用を考えていたところ、B銀行担当者から勧誘を
申立人(Aさん)	受け、元本割れリスクがあることを理解した上で、本件商品を購入した。
の申出内容	・B銀行担当者から特別分配金が元本の払戻しに当たることについて一切説明
	がなかったことから、収益が分配されているものと誤認し、本件商品に損失が発
	生していることを認識して売却する時期が遅れたため、損失が拡大した。
	・当行担当者は、本件商品について、所定の資料を用いて元本割れリスク等を含
相手方銀行	めた商品内容の説明を行い販売した。
(B銀行)の見解	・当行は当時の説明義務を果たしていたため、Aさんの要求に応じることはできな
	い。
	【申立受理→あっせん打切り】
+ - 4 /	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年9月
あっせん	18 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
手続の結果	・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
	あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24 年度(あ)第 197 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・私は、B銀行で外貨預金を保有していたが、B銀行担当者から投資信託の勧誘
	を受け、資産運用の相談をするためにB銀行を往訪した。当初は円定期預金の
申立人(Aさん)	預入を考えていたが、投資信託を併せて購入すれば円定期預金の金利が高くな
の申出内容	るとの勧誘を受け、本件商品を購入した。
	・私は、本件商品購入以前は、リスク商品の投資経験がほとんどなかった。
	・私は、元本割れリスク等に関してB銀行担当者から十分な説明を受けていな
	い。また、本件商品の今後の分配金の見通しについて、担当者ごとに異なる説明

	をされたことから、顧客対応に疑問を感じた。
相手方銀行 (B銀行)の見解	・当行担当者から投資信託の案内を行ったところ、Aさんが当行に来店したため、
	本件商品を販売した。
	・Aさんは、リスク商品の投資経験が豊富でなかったため、比較的リスクの低い本
	件商品を案内した。また、Aさんには相当額の保有金融資産があり、リスク資産比
	率に問題はなかった。
	・当行担当者が販売用資料を用いて説明を行ったところ、Aさんは購入を検討す
	るために一旦帰宅し、後日、再度来店して本件商品を購入した。
	・当行担当者は、分配金に関して一定額で推移していくような説明はしておらず、
	変動するものであることを説明している。
あっせん手続の結果	【申立受理→あっせん打切り】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月
	10 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
	あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24 年度(あ) 第 231 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	法人
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
申立人(A社)	・当社は、B銀行担当者の訪問を受け、本件商品を勧誘された。
	・B銀行担当者には、元本割れリスクのある商品は購入したくないことを伝えたとこ
の申出内容	ろ、安全な商品であると説明されたため、本件商品の購入に至った。
	・当社は、B銀行担当者から元本割れリスクについての説明を受けていない。
	・本件商品は、A社が保有していた変額年金保険が満期になったため、その満
	期金の運用手段として提案したものである。
相手方銀行	・A社は、本件商品購入前にも、MMF等の運用経験があり、リスク商品について
(B銀行)の見解	十分な経験・知識があった。
	・当行担当者は、所定の資料を用いて本件商品の元本割れリスクについて、十分
	な説明を行っており、説明方法に問題はなかったと判断している。
あっせん手続の結果	【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】
	・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理した。
	・その後、事情聴取実施前に、A社から、事情によりあっせん手続を続けることが
	困難になり、あっせん申立てを取り下げたい旨の申立取下書が提出されたことか
	ら、平成24年9月25日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	24 年度(あ) 第 273 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・私は以前、B銀行で投資信託を購入したことがあったが、その際は投資信託に
	元本割れリスクがあることを理解していたので、リスクを許容できる金額だけ購入
中立 1 (4 + 4)	していた。
申立人(Aさん) の申出内容	・私は、本件商品購入時、本件商品に元本割れリスクがあることは理解していた
の中田内谷	が、B銀行担当者から「5年置いておけば大丈夫」と良い点ばかりを強調されたた
	め、実際に元本割れすることはないと思った。
	・本件商品購入後、取引報告書を受領していたが、内容が理解できなかったの
	で、よく読んでいなかった。
	・当行担当者が、Aさんが保有する投資信託の状況説明のために自宅を訪問し
	た際、新たな投資信託の提案依頼があったため、投資信託一覧を提示したとこ
	ろ、本件商品に関心を示された。
相手方銀行 (B銀行)の見解	・当行担当者は、所定の資料を用いて、本件商品の商品性及び元本割れリスク
	等について説明を行い、Aさんの理解が得られたことを確認した上で販売に至っ
	た。
	・当行担当者は、本件商品販売時、「5年置いておけば大丈夫」と発言したことは
	ない。
あっ せん手続の結果	【申立受理→あっせん打切り】
	・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年9月
	24 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
	あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24 年度(あ) 第 294 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の指定通貨での換金要求
申立人の属性	個人(60 歳台)
	・B銀行で購入した投資信託について、円貨ではなく、米ドルでの換金を求める。
申立人(Aさん)	・私はB銀行担当者から、本件商品購入時に「米ドルで換金できる」との説明を受
の申出内容	けて本件商品を購入した。
	・B銀行以外の銀行では米ドルでの換金に応じている。
相手方銀行	・当行担当者は、本件商品販売時、当行では本件商品を換金する際の支払通貨
(B銀行)の見解	は円貨のみである旨を説明しているため、Aさんの要求に応じることはできない。
あっせん	【申立不受理】
手続の結果	・あっせん委員会は、本件申立てについて、本件商品の米ドルでの換金に応じる
子がの形象	かどうかは銀行の取引方針であること、販売時にB銀行担当者がAさんに対し「米

ドルで換金できる」と説明したか否かの事実認定をあっせん手続で行うことは困難であることから、業務規程 26 条1項6号(加入銀行の経営方針や融資態度、あるいは銀行員等個人に係わる事項等、事柄の性質上、紛争解決手続の利用が適当でないと認められる場合)に該当すると判断し、「適格性なし」として平成 24 年9月 18 日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	24 年度(あ)第 338 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられた投資一任契約の元本割れ相当額の損失補てん要
	求
申立人の属性	個人(80 歳台)
	・B銀行との間で締結した投資一任契約に係る元本割れ相当額の損失の補てん
	を求める。
申立人(Aさん)	・B銀行担当者から、本件契約の勧誘を受け、元本割れが生じる可能性がある場
の申出内容	合には、その対策を助言することを条件として、締結に至った。
の中山内谷	・本件契約締結時、B銀行担当者から詳細な説明を受けておらず、商品内容及
	び元本割れリスクを十分に理解することができなかった。また、元本割れが生じる
	可能性がある場合に対策を助言するとの約束も実行されなかった。
	・当行担当者は、本件契約の内容及び元本割れリスク等を十分に説明し、Aさん
	が理解した上で締結に至っていることから、説明方法に問題はなかった。
扣工士和仁	・本件契約の締結に当たり、当行担当者は、元本割れが生じる可能性がある場合
相手方銀行	にはAさんへの助言等を行うとの約束はしていない。なお、Aさんには所定の運
(B銀行)の見解	用報告書等が定期的に郵送されているほか、当行担当者からも頻繁に損益状況
	の報告を行っている。
	・本件契約の評価損益はプラスであり、損失は発生していない。
	【申立不受理】
あっ せん手続の結果	・あっせん委員会は、本件申立てについて、本件契約の評価損益がプラスである
	ことから、業務規程 26 条1項6号(加入銀行の経営方針や融資態度、あるいは銀
	行員等個人に係わる事項等、事柄の性質上、紛争解決手続の利用が適当でな
	いと認められる場合)に該当すると判断し、「適格性なし」として平成 24 年9月 12
	日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	24 年度(あ)第 354 号
申立ての概要	解約相談時における誤った説明により損失が拡大した投資信託の損失補てん要
	求
申立人の属性	個人(30 歳台)
申立人(Aさん)	・解約相談時におけるB銀行担当者の誤った説明により投資信託の損失が拡大
の申出内容	したため、B銀行に損失の補てんを求める。

	・私は、B銀行担当者に対して、本件商品の解約について相談したところ、継続し
	て保有しても信託報酬はかからないとの説明を受けたため、解約を取り止めた。
	・本件商品を保有し続ける限り信託報酬がかかることをもっと早く知っていれば、
	その時点で本件商品を解約し、その後の損失拡大を防ぐことができたはずであ
	る。
	・Aさんから解約の相談を受けた際、当行担当者が継続保有した場合の信託報
	酬について改めて説明を行っていないことは認めるが、信託報酬については本
相手方銀行	件商品の販売時に説明を行っている。
(B銀行)の見解	・解約の相談を受けた際に改めて信託報酬の説明を行わなかったからといって、
	そのために本件商品の解約時期が遅れ、損失が拡大したとはいえないため、Aさ
	んの要求に応じることはできない。
	【申立不受理】
	・あっせん委員会は、Aさんは、信託報酬は解約を判断するに当たっての主たる
	考慮要素とはいえないこと、また、Aさんの主たる主張はAさんの申入れに対する
あっせん	B銀行の対応に関するものであることから、業務規程 26 条1項6号(加入銀行の
手続の結果	経営方針や融資態度、あるいは銀行員等個人に係わる事項等、事柄の性質上、
	紛争解決手続の利用が適当でないと認められる場合)及び7号(申立てが申立書
	の記載内容全体からして失当であることが明らかである場合)に該当すると判断
	し、「適格性なし」として平成 24 年9月 28 日付けであっせん手続を終了した。

以上